

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司			
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
	10 久保 拓也	11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央	18 追永 直哉	19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
	22 三澤 実	23 藤井 和人	24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
2 佐藤 輝美 3 松橋 聰 4 北谷 昭一			
9 山崎 幸一 21 羽田 雄一			
6. 事務局			
事務局長 吉松 智弘		主事 石山 飛翔	

5. 欠席委員			
2 佐藤 輝美 3 松橋 聰 4 北谷 昭一			
9 山崎 幸一 21 羽田 雄一			
6. 事務局			
事務局長 吉松 智弘		主事 石山 飛翔	

6. 事務局			
事務局長 吉松 智弘		主事 石山 飛翔	

議長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年第10回湧別町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、20名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、7番 和田委員及び12番 中原委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
委員一同	
議長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p>
事務局	<p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。</p> <p>前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p> <p>令和7年9月26日に開催されました、令和7年第9回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p>
	<p>10月9日に北見市ホテル黒部においてオホーツク農業委員会連合会会長・副会長連絡会議及びオホーツク農業委員会連合会役員会議が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p>
議長	<p>10月15日 役場上湧別庁舎2階会議室において農用地あっせん会議を開催しこれに和田委員、井上靖委員が出席しております。</p> <p>本日、令和7年第10回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。</p> <p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において7件提出されております。</p>

事務局	<p>内容を説明しますので議案書3ページをご覧ください。</p> <p>その1、証明願出人・所有者は登栄床 ○○○○さんです。土地の所在ですが登栄床○○番で地目は、公簿が畠、現況が農地・採草放牧地以外、面積は1, 271 m²で利用状況は雑種地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は北谷委員、松下委員、三澤委員です。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書4ページをご覧ください。その2、証明願出人・所有者は東 ○○○○さんです。土地の所在ですが東○○番○外1筆で地目は、公簿が畠、現況が農地・採草放牧地以外、合計面積は641 m²で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は北谷委員、松下委員、三澤委員です。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書5ページをご覧ください。その3、証明願出人・所有者は栄町 ○○○○さんです。土地の所在ですが計呂地○○番外5筆で地目は、公簿が畠、現況が農地採草放牧地以外、合計面積は15, 297 m²で利用状況は宅地、原野、山林です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田委員です。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書6ページをご覧ください。その4、証明願出人・所有者は北見市 ○○○○さんです。土地の所在ですが計呂地○○番外4筆で地目は、公簿が畠、現況が農地採草放牧地以外、合計面積は57, 307 m²で利用状況は山林、原野です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田委員です。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書7ページをご覧ください。その5、証明願出人・所有者は北兵村三区 ○○○○さんです。土地の所在ですが北兵村三区○○番○で地目は、公簿が畠、現況が農地・採草放牧地以外、面積は288 m²で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は藤井委員、澤口委員、姉崎委員です。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書8ページをご覧ください。その6、証明願出人は愛知県 ○○○○さん、所有者は愛知県 ○○○○さんです。土地</p>
-----	--

	<p>の所在ですが北兵村三区〇〇〇番〇で地目は、公簿が畠、現況が農地採草放牧地以外、面積は84m²で、利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、農地台帳補正のためです。現況証明農業委員は藤井委員、澤口委員、姉崎委員です。</p> <p>(別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書9ページをご覧ください。その7、証明願出人・所有者は富美〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが富美〇〇番外2筆で地目は、公簿が畠、現況が農地採草放牧地以外、合計面積は67,587m²で利用状況は山林です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は松田委員、千葉委員、山崎委員です。</p> <p>(別冊資料7~8ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>委員一同 (なしとの声)</p> <p>議長 質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>委員一同 (異議なしとの声)</p> <p>議長 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p> <p>事務局 議案書10ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議するものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書11ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、譲渡人が福岡県篠栗町〇〇〇〇さん、譲受人は計呂地〇〇〇〇です。土地の所在ですが計呂地〇〇番〇で面積は513m²です。権利移転目的は譲渡人が農地処分のため、譲受人は農地集約のため贈与による所有権移転になります。</p> <p>(別冊資料9ページにより位置説明)</p>
--	--

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。</p>
	<p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があつたので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものです。</p> <p>また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものです。</p>
	<p>内容の説明をしますので、議案書13ページをご覧ください。</p> <p>番号1、譲渡人は芭露〇〇〇〇さん、譲受人は錦町〇〇〇〇です。土地の所在ですが芭露〇〇番〇外1筆、合計面積は1,330m²で転用目的が麦工場増設のためであり、使用貸借となります。事業費は424,540円です。</p>
	<p>議案書14ページに今回の転用に係る審査表を掲載しております。(別冊資料10ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>

議長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
議長	日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	<p>議案書15ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。</p> <p>農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法18条第11項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとします。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書16ページをご覧ください。所有権移転になります。</p> <p>番号1番、所有権の移転をする者は北兵村一区 ○○○○さん、移転を受ける者は北兵村一区 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区○○番○ 外4筆で合計面積は23,564m²であり、利用目的は普通畠です。所有権移転の時期ですが、令和7年11月11日で、対価の支払い時期は、令和7年12月19日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,073,000円です。</p> <p>(別冊資料11ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、所有権の移転をする者は北兵村一区 ○○○○さん、移転を受ける者は上富美 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、上富美○○番 外2筆で合計面積は47,153m²であり、利用目的は普通畠です。所有権移転の時期ですが、令和7年11月11日で、対価の支払い時期は、令和7年12月19日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,300,000円です。</p> <p>(別冊資料12ページにより位置説明)</p>

続きまして議案書17ページをご覧ください。賃借権の継続になります。

番号1番、利用権の設定をする者は錦町〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は錦町〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、錦町〇〇番〇外10筆で合計面積は65,237.31m²であり利用目的は普通畠です。期間は令和7年11月11日から令和12年11月30日の5年間で、金額は年391,000円です。

(別冊資料13ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は川西〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は錦町〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外1筆で合計面積は48,141.34m²であり利用目的は普通畠です。期間は令和7年11月11日から令和12年11月30日の5年間で、金額は年264,000円です。

(別冊資料14ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は栄町〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は緑町〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外7筆で合計面積は77,339m²であり利用目的は普通畠です。期間は令和7年11月11日から令和12年11月30日の5年間で、金額は年325,000円です。

(別冊資料15ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は川西〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は川西〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外3筆で合計面積は46,410m²であり、金額は年192,000円です。

(別冊資料16ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をする者は川西〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は錦町〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外1筆で合計面積は23,000m²であり利用目的は普通畠です。期間は令和7年11月11日から令和12年11月30日の5年間で、金額は年80,000円です。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続きまして議案書18ページをご覧ください。

番号6番、利用権の設定をする者は川西〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は川西〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外6筆で合計面積は74,006.07m²であり利用目的は普通畠です。期間は令和7年11月11日から令和1

2年11月30日の5年間で、金額は年345,000円です。
(別冊資料17ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をする者は栄町〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は錦町〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外1筆で合計面積は14,000m²であり利用目的は普通畠です。期間は令和7年11月11日から令和12年11月30日の5年間で、金額は年56,000円です。

(別冊資料15ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をする者は東〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は川西〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外7筆で合計面積は76,461m²であり利用目的は普通畠です。期間は令和7年11月11日から令和12年11月30日の5年間で、金額は年300,000円です。

(別冊資料18ページにより位置説明)

番号9番、利用権の設定をする者は北兵村三区〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は富美〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区〇〇番〇の内外1筆で合計面積は14,543m²であり利用目的は普通畠です。期間は令和7年11月11日から令和11年12月31日の4年間で、金額は年72,000円です。

(別冊資料5ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

これから議案第4号の議案について質疑を行います。

先に17ページ3番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、22番三澤委員の退席をお願いします。暫時休憩します。

(三澤委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。

(なしとの声)

質疑なしと認めます。これから17ページ3番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声)

委員一同 議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。22番 三澤委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(三澤委員着席)</p>
委員一同 議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に17ページ4番・5番・6番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、20番 高久委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(高久委員退席)</p>
委員一同 議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p> <p>質疑なしと認めます。これから17ページ4番・5番・6番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
委員一同 議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。20番 高久委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(高久委員着席)</p>
委員一同 議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に議案第4号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p> <p>質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
委員一同	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>

議長	総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和7年第10回湧別町農業委員会総会を閉会します。
委員一同	
議長	閉会 12時00分
議長	この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。
	議長
	署名委員
	署名委員